

学校法人九州文化学園

教育・学習データ利活用ポリシー

制定 令和3年10月1日

I. 教育・学習データ利活用（EDU: Educational Data Utilization）宣言

学校法人九州文化学園は、「高い知性と豊かな教養」、「優れた徳性と品格」、「たくましい意志と健康な身体」が備わった人材を育成する教育機関として、日々の教育や学習に関するデータを安全な方法で取得・保持・分析し、客観的データに基づく教育改善や学生等の学習支援を図るとともに、データ利活用から得られた知見を公開し、市民の福利に貢献します。

II. 教育・学習データ取扱 8 原則

学校法人九州文化学園は、以下の原則に従い、個人情報保護法などの関係法令を遵守しプライバシーを尊重するとともに、教育・学習データを個人情報として取り扱い、その権利者の意向を最大限配慮して運用します。

1. 利用目的を明示し、目的外には使用しません。
2. 利活用の方法を明示します。
3. いつでも同意を取り下げることができます。
4. 個人情報保護法などの関連する法令を遵守します。
5. いつでも自分のデータを確認できるようにします。
6. データの分析結果の公表については個人が決して特定されないようにします。
7. データに適切な安全管理措置を施します。
8. 研究成果やデータの共有によって、市民の福利に貢献します。

Ⅲ. 学校法人九州文化学園における教育・学習データ利活用に関するガイドライン

(趣旨)

学校法人九州文化学園(以下、「学園」という。)は、関連法令の遵守のもと、教育・学習活動において情報システム等に蓄積された個人情報を含むデータ(以下、「教育・学習データ」という。)を有効かつ適正に利活用するためのガイドラインを以下のように定める。

(目的)

教育・学習データは、その分析や可視化などにより教育・学習を支援するために用いることとし、これ以外の目的には利用しない。

(基本方針)

上記の目的を達成するために、本ポリシーをウェブサイト等で公開し、教育・学習データの利活用及びその研究利用や共有を推進する。

(教育・学習データの取得)

学生並びに教職員(以下、「データ主体」という。)に、取得する目的並びにデータ項目を明示し、かつ同意を得た後に教育・学習データの取得を行う。データ主体はいつでも同意を取り下げることができるものとし、取得するデータ項目に変更がある場合にはその旨を通知するものとする。

(教育・学習データの管理)

取得した教育・学習データは個人情報であり、個人情報の保護に関する法律などの関連法令及び研究データ管理、個人情報保護、情報セキュリティポリシーなどの関連規程に従い適切に管理する。加えて、教育・学習データの管理体制を整備する。

(教育・学習データの利活用)

教育・学習データの閲覧、分析を含む利活用の方法をデータ主体に明示するものとし、変更がある場合にはその内容をウェブサイト等で告知するものとする。

(研究成果の公開)

教育・学習データを利活用して得られた知見等は、原則として公開するものとする。なお、研究発表を行う場合は、学園の組織規則に定める部局の研究倫理に関する規程等に従うものとする。

(その他)

本ポリシーに定めるもののほか、教育・学習データの利活用に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(事務)

このガイドラインに関する事務は、総合企画室が行う。

(改廃)

このガイドラインの改廃は、理事長が行う。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。

IV. 学校法人九州文化学園における匿名加工情報・非識別加工情報の利活用に関する ガイドライン

(趣旨)

学校法人九州文化学園（以下、「学園」という。）は、関連法令の遵守のもと、教育・学習活動において情報システム等に蓄積されたデータ（以下、「教育・学習データ」という。）から作成した匿名加工情報・非識別加工情報として有効に利活用するためのガイドラインを以下のように定める。

(目的)

教育・学習データから作成される匿名加工情報・非識別加工情報は、その分析や可視化などにより教育・学習を支援するために用いられるものであり、これ以外の目的には利用しない。

(基本方針)

上記の目的を達成するために、本ポリシーをウェブサイト等で公開し、教育・学習データの利活用及びその研究利用や共有を推進する。

(教育・学習データからの匿名加工情報・非識別加工情報の作成)

教育・学習データをもとに匿名加工情報あるいは非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる教育・学習データを復元できないよう、教育・学習データを加工しなければならない。

(匿名加工情報・非識別加工情報の管理)

匿名加工情報・非識別加工情報の加工方法情報（匿名化手法及び個人情報を復元できる情報）の漏えいを防ぐための措置を含め、研究データの管理、個人情報保護、情報セキュリティポリシーなどの関連規程に従い適切に管理する。加えて、データの管理体制を整備する。

(匿名加工情報・非識別加工情報の作成時の公表)

匿名加工情報・非識別加工情報を作成したときは、匿名加工情報取扱事業者として、その作成の事実並びに第三者提供の対象となるデータ項目並びにその提供の方法を公表しなければならない。

(匿名加工情報・非識別加工情報の第三者提供)

匿名加工情報・非識別加工情報の教育・学習支援を目的とする第三者への提供を行うときは、第三者に当該情報が匿名加工情報であることを明示し、提供する事実並びに匿名加工情報・非識別加工情報に含まれるデータ項目並びに提供方法を公表するものとする。

(識別行為の禁止)

各部局及び教育・学習支援を目的とする第三者は取り扱う匿名加工情報・非識別加工情報から特定の個人を識別するために他の情報と照合してはならない。

(研究成果の公開)

教育・学習データから作成された匿名加工情報・非識別加工情報を利活用して得られた知見等は、原則として公開するものとする。なお、研究発表を行う場合は、学園の組織規則に定める部局の研究倫理に関する規程等に従うものとする。

(その他)

本ポリシーに定めるもののほか、教育・学習データから作成された匿名加工情報・非識別加工情報の利活用に関し必要な事項は、別途定めるものとする。

(事務)

このガイドラインに関する事務は、総合企画室が行う。

(改廃)

このガイドラインの改廃は、理事長が行う。

附 則

このガイドラインは、令和3年10月1日から施行する。